

習志野市教育委員会会議録  
(平成23年第7回定例会)

- 1 期 日 平成23年7月27日(水)  
習志野市教育委員会事務局大会議室  
開会時刻 午後3時00分  
閉会時刻 午後5時10分
- 2 出席委員 委 員 長 青 木 克 己  
委 員 星 野 龍 子  
委 員 澤 村 洋 子  
委 員 植 松 榮 人
- 3 出席職員 教育総務部長 柴 崎 一 雄  
学校教育部長 押 田 俊 介  
生涯学習部長 藤 田 勉  
教育総務部参事 若 林 一 敏  
学校教育部参事 加 藤 清 一  
学校教育部参事 染 谷 昭 子  
学校教育部次長 江 口 和 夫  
生涯学習部次長 早 瀬 登 美 雄  
学校教育部副参事 鈴 木 博  
生涯学習部副技監 及 川 隆 志  
企画管理課長 飯 島 稔  
施設課長 江 口 浩 雄  
学校教育課長 小 熊 隆  
指導課長 長 安 誠  
総合教育センター所長 村 田 均  
学校給食センター所長 廣 瀬 功 一  
社会教育課長 星 昌 幸  
生涯スポーツ課長 松 岡 秀 善  
青少年課長 浅野目 俊 紀  
青少年センター所長 大 野 博 之  
教育総務部主幹 松 本 健 志  
教育総務部主幹 本 城 利 恵 子  
学校教育部主幹 江 川 陽 史  
学校教育部主幹 真 田 知 幸  
学校教育部主幹 小 林 伸 二  
学校教育部主幹 菊 池 美 枝 子  
生涯学習部主幹 猪 股 昭 喜

#### 4 会議内容

委員長が

平成23年習志野市教育委員会第7回定例会の開会を宣言

委員長が

鈴木委員が所用により会議を欠席する旨を報告

委員長が

会議規則第15条の規定により、報告事項(3)、議案第22号ないし第25号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

委員長が

報告事項(3)及び議案第22号、第23号については、非公開部分の会議録について市長から議会への提案後に公開することを諮り、全員異議なく非公開と決定された。

委員長が

平成23年第6回定例会の会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

#### 報告事項(1) 平成23年度第2回定例会一般質問について

(企画管理課)

企画管理課長が

平成23年6月10日から6月17日に行われた平成23年習志野市市議会第2回定例会一般質問(教育委員会分)について、11名の議員から、16件の質問があった。その主なものを報告する。

まず、震災復旧に関連した質問「東部体育館の利用再開時期について」、「袖ヶ浦西小学校の件」、「袖ヶ浦東小学校の学童室の安全確保について」が、3名の議員からあった。答弁趣旨として、「東部体育館の利用再開時期について」は、震災に伴い、体育館の天井板が多数破損する等、被害を受けた。再開に向け施設の点検調査及び改修に係る設計を行った後、施工業者が確定したが、アリーナの柱上部に亀裂や、柱と梁の接合部モルタルが損傷など震災による新たな被害が発見された。これに伴い、新たな調査及び施工が必要となることから、施工中の天井破損工事とは別に対応する。再開期日や途中経過については、柱上部の亀裂等の調査結果がわかり次第、ホームページや公共施設への掲示等により周知していくと、答弁している。なお、現状は、柱亀裂部補強の設計段階であり、設計終了後、工事を行うことから、8月中の再開は困難な状況である。

「袖ヶ浦西小学校の件」については、既存のプールの水を排水しなければ、被災確認ができないため、臨海部の下水道の排水制限を勘案して5月に入ってから調査を実施した。結果、更衣室のトイレ及び腰洗い槽の排水管が液状化の影響により勾配不良で流れないことや、プール排水の修復を要することが判明した。この修復には設計や工事等で約5ヶ月要してしまうことから、今年度の夏場の使用には間に合わないために、今年度のプールの使用を中止し、学校のプール授業については秋津小学校にて実施する、と答弁している。

「袖ヶ浦東小学校の学童室の安全確保」については、入口通路等の地盤沈下による被害

があり、山砂や砂利を敷き詰め、改善を図ったところである。袖ヶ浦東小学校の児童会がある新館校舎については、現地調査を行った結果、建物は傾いていないことを確認している。また、袖ヶ浦東児童会の学童室の床の一部ゆがみの指摘については、水平度を図る、水準機を用いて測定を行ったが、使用する上で、特に問題となる傾斜や不具合は認められなかった。当面は現状のまま使用し、今後状況に応じて、その都度対応を図っていききたい、と答弁している。

次に、放射能に関連した質問「学校給食の安全性」、「学校プールの安全性」が、2名の議員よりあった。

「学校給食の安全性」は、現在、放射性物質の暫定規制値を超えた食材は、国や県において出荷と流通に規制をかけている。従って、市場に流通している食材は、安全であると判断し、学校給食に使用している。更に安全を確保するために、給食食材納入業者に対し、出荷制限や出荷自粛の食材が含まれていないかを確認してから学校に納入するように要請したところである。教育委員会においても、千葉県に対し、給食の安全を確保するために、農家及び農協等に出荷制限野菜等について周知徹底させ、出荷停止野菜等が流通しないよう監視を強化することを要望した。今後も、事態の急変に備え、安全確認のための情報収集に努めていききたい、と答弁している。

「学校プールの安全性」は、平成23年度の水泳指導について、注水する水道水が安全であり、県教育委員会の見解も安全であるとのことから、例年通り、実施することとした。しかしながら、児童生徒及び保護者の不安がぬぐえないことも事実であることから、通常毎年行う水質検査の他に、放射性物質の水質検査を本市独自に実施したところであり、すでに、安全性が確認されたところである。今後も、学校薬剤師や検査機関等の指導を受けながら、児童・生徒及び保護者への安心のため、放射能対策について情報収集に努めて、対応していききたい、と答弁をしている。

次に、公共施設の老朽化に関する質問「学校教育施設の耐震化・老朽化」は、本市の小・中学校の校舎・体育館の耐震化・老朽化対策の「学校施設整備計画」に基づき取り組んでいる。この計画は昭和56年以前に建築された小中学校の耐震診断結果を考慮し、危険度の高い施設を最優先する。今回の震災では、幸いにも校舎・体育館とも大小の損傷はあるものの、損壊等の致命的な打撃は受けなかったが、教育委員会としては子ども達の安心・安全な学習環境を強化するために、現学校施設整備計画の見直しの検討をしなければならない、と答弁をしている、と概要を報告

委員が

放射能に汚染された牛肉が給食に、給仕されたと報告があったが、その後の進展はどうか、と質問

学校教育課長が

7月25日に厚生労働省のホームページに、該当の个体番号の牛が千葉市で、見つかったとの掲載があり、千葉市が主体となって検査した結果、放射性セシウムが1キログラム当たり、58ベクレルで、規制値以下であった。今後の対応としては、9月から給食が始まることから、子供たちが安心して給食を食べることができるよう方針の策定を検討している、と回答

委員が

学童保育について、藤崎小学校が学童70名を超えているが、学童保育の人数について

の基準はあるのか、と質問

青少年課長が

学童70名を超える児童会については、分割を推進してきた。藤崎小学校は、今年度76名であり、これまでの経緯だと分割になる。しかし、災害復旧を優先して対応する方針のもと、今年度は見送りした、と回答

委員が

こども園の計画の中で小規模化の可能性とあるが、実施は色々な条件の子どもを受け入れるにはある規模は仕方がないと思うが、小規模に対して慎重に検討すべきものがあるが、市としてはどのような方向性を取るのか、と質問

学校教育部主幹が

こども園の規模だが幼稚園と保育所の一体化の中で、進めているがその施設が子ども達にとって一定の水準にあるということは大前提である。集団生活のメリット等を確保できる範疇で規模が確保できればと思う、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

## 報告事項(2) 平成22年度教育費決算について

(企画管理課)

企画管理課長が

平成22年度教育費の歳入決算額は、最終予算現額16億641万6千950円に対して調定額15億7千264万8千207円、収入済額15億6千528万1千208円、不納欠損額68万8千875円、収入未済額667万8千124円で、収入率99.5%であった。

不納欠損額は、放課後児童育成料の過年度分における平成17年度に未納となった放課後児童育成料と、教育使用料の過年度分で、平成17年度に未納となった幼稚園保育料と学校給食事業収入のうち単独校給食事業収入(過年度分)で、平成16年度、17年度に未納となった給食費と給食センター事業収入の過年度分で、平成17年度に未納となった給食費である。また、収入未済額の内訳は、放課後児童育成料で114万5千300円、幼稚園に係わる保育料61万9千175円、学校に係わる給食事業収入等491万3千649円である。

歳出決算額は、最終予算現額72億5千522万2千208円に対し、支出済額69億8千51万8千755円、翌年度繰越額6千638万6千350円、不用額2億831万7千103円で、執行率は96.2%であった。翌年度繰越額の内容は、小学校普通教室内扇風機設置事業、藤崎図書館空調設備改修事業などの工事費について繰越明許したものであり、「小・中学校施設改善整備事業」において、東関東大震災による資材調達の遅れにより、一部の工事が年度内に完了できないことから、事故繰越となったものである。不用額の主なものとしては、教育総務費で3千469万3千135円、小学校費で3千146万8千677円、社会教育費で4千36万6千73円、保健体育費で6千817万6千455円などである。具体的な内容としては、教育総務費で、「特別支援教育推進事業」にお

ける要介助児童数が当初の見込みを下回ったことによる介助員の賃金や「学校ICT環境整備事業」における校内LAN整備工事、校務用パソコン、デジタルテレビ購入に伴う契約差金により不用額が発生したものである。また、事業決算の内容は平成22年度においても教育行政方針の基本目標である「生き生きと未来を拓く、豊かな人間性を育む習志野の人づくり」のため、さまざまな事業に取り組みを行なうとともに東日本大震災において被災した施設等の復旧に向けた取り組みを行った、と概要を報告

委員が

児童生徒教育相談員とはどのような人かと、質問

指導課長が

一般の方や退職した教職員など教育相談に適した人が、校長や教育委員会の推薦を受けて各中学校に1名配置されていると、回答

委員が

平成22年度決算額には、東日本大震災の対応経費も含まれているのかと、質問

企画管理課長が

含まれていると、回答

委員が

芝園公園スポーツ施設整備事業について、施設管理はどのようになっているのか、また平成22年度末をもって完成で、今後施設の充実をしていくことはないのか、と質問

生涯スポーツ課長が

平成23年9月末までは生涯スポーツ課が管理運営を行い、それ以降は指定管理者が管理運営を行う。施設の充実については、指定管理者の募集要項には、現状の施設のなかでの管理運営となっているが、運営する上で問題等が生じれば対応し、利用者が快適に使用できるようにしていきたいと、回答

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(2)は了承された。

委員長が

習志野市教育委員会会議規則第29条及び第31条の規定に基づき、請願の例により処理するものとし、陳情第1号「習志野市立中学校の教科書採択についての陳情」及び陳情第2号「公正で開かれた教科書採択を求める陳情」を議題としたい旨を諮り全員異議なく、議題とし扱うことを決定した。

## 陳情第1号 「習志野市立中学校の教科書採択についての陳情」

事務局が陳情書を朗読

陳情の要旨

平成24年度から使用する中学校教科書の採択にあたっては、教育基本法や学習指導要領の改正の趣旨に最もふさわしい教科書を採択すること。

学校教育部長が参考意見として以下のとおり説明

本陳情の要旨は、教育基本法や学習指導要領の趣旨にふさわしい中学校教科書の採択であります。文部科学省の検定を経た教科書は、すべて日本国憲法および教育基本法、学習指導要領の趣旨を踏まえた教科書となっております。習志野市におきましても文部科学大臣の検定を経た教科書のうちから採択することとなり、教育基本法や学習指導要領の趣旨にふさわしい中学校教科書の採択となる。

以上が、陳情に対する参考意見である、と説明

委員が

教科書を選定する際の手順はどのようなものか、と質問

指導課長が

採択にあたっては、教科書会社である発行者が教育基本法や学習指導要領にふさわしいものか文部科学省に教科書を提出し、文部科学大臣が調査、検定する。検定を受け、通ったものが教科書目録として、千葉県に送付され、送付された教科書目録から千葉県でふさわしいとされる教科書を選定する。県で選定後、採択協議会（八千代市と習志野市）に千葉県から送付され、採択協議会が教科書目録に従い、調査研究し選定、採択となる、と回答

委員が

陳情の趣旨を見ると教育基本法や学習指導要領の趣旨にふさわしいものを採択することとあるが、習志野市でも、教育基本法や学習指導要領に沿った検定を通った教科書を採択するのかと、質問

指導課長が

その通りである、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、陳情第1号は全員賛成で採択された。

## 陳情第2号 「公正で開かれた教科書採択を求める陳情」

事務局が陳情書を朗読

陳情の要旨

- 1、教科書の採択にあたっては、教育現場の意向を最大限に尊重すること。
- 2、前項を保証するため、十分な数の見本本が各学校に十分な期間置かれるよう措置を取ること
- 3、採択は全面的に公開されたものとする

4、 採択結果および決定に至るまでのすべての情報を直ちに開示すること。

学校教育部長が参考意見として以下のとおり説明

本陳情の要旨は次の4点であります。

まず、陳情の1点目は、教育現場の意向の尊重についてです。教育現場の意向を最大限に尊重するために、各教科の専門性を有した学校現場の教員を専門調査員として、16の専門部で各4人ずつ計54人を選び、各教科書の内容に関して調査研究しています。

陳情2点目の、見本本についてです。見本本の送付は文部科学省からであり、その送付部数については、定められております。葛南東部採択地区には、教科書展示用と調査研究用に8部が送られてきており、専門調査委員一人一人に調査研究用として各社の見本本が渡されております。また、平成23年6月17日、金曜日より6月30日、木曜日までの土曜日、日曜日をふくめての2週間、習志野市総合教育センター内にあります、習志野市教科書センターにおきまして、午前9時より、午後5時まで見本本を展示いたしました。

陳情の3点目の、採択の公開についてです。外部からの働きかけに左右されることなく、静謐（せいひつ）な環境で採択環境を確保し、公正かつ適正な採択を行うため、千葉県教育委員会の指導、助言を得て、9月1日以降に公開する時限秘扱いといたしました。なお、千葉県で行われている教科書の選定は非公開で行われております。

陳情の4点目の、採択結果及び決定に至るまでのすべての情報の開示についてです。採択結果及び決定に至るまでの議事録等、教科書採択の関係書類は、9月1日以降、公開請求に応じて公開する。

以上が、陳情に対する参考意見である、と説明

委員が

採択の公開について、これまでに外部からの働きかけなどがあつた事例はあるのか、と質問

指導課長が

平成14年の改定の際に、新聞報道等で、関係者の家族に対する働きかけや嫌がらせがあつたと聞いている、と回答

委員が

教育現場で、教科書に対する要望はあるのか、と質問

指導課長が

6月17日から30日までの14日間、土日も含めて9時から17時まで教科書展示をした。教育関係者が13人、その他一般が55人で合計68人が展示に来た。要望等をアンケートという形で行ない県に報告した、と回答

委員が

展示の場を設けたということは、教育現場意見を取り入れたということでもいいのか、と質問

指導課長が

教育現場の意見の尊重については、調査員という形で、現場の教員を各教科4名ずつ入

れているので、現場の声は十分に反映されている、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、陳情第2号は賛成者なしで不採択となった。

**協議第1号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について**  
(企画管理課)

教育総務部主幹が

本点検及び評価については、平成20年度に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないとされている。

平成22年度を対象とした事務の管理及び執行状況を取りまとめたことから、今回、協議・ご意見をいただいた後、次回の教育委員会会議において、議案として提出したいと考えている、と概要を説明

委員が

体力を育むスポーツ施設の整備の中に、千葉県電子自治体による予約システム共同運営に参加し、システム導入に向け整備を進めていく方向で決定したとあるが具体的にはどのようなことか、と質問

生涯スポーツ課長が

スポーツ施設の予約システムについては、千葉県の共同運用というなかで、市単独で導入するよりも安い金額でシステムを整備できることから、24年度から導入をする、と回答

委員が

スポーツ施設の予約に限っているのか、他の公共施設の予約も入っているのか、と質問

生涯スポーツ課長が

現状進めているのは、スポーツ施設のみの予約ということで進めている、と回答

委員が

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価については市民も見るとか、と質問

企画管理課主幹が

法律により定められており、作成し議会へ提出するとともに、ホームページ等で公開することとなっている、と回答

委員が

横文字が多く意味がわからないものがあるが、なるべく分かり易い言葉で表現した方がいいのでは、例えばキャリア教育とキャリア発達の違いは何か、と質問

企画管理課主幹が

キャリア教育は正しい勤労観を養っていくことを教育していくことであり、キャリア発達とは、どういう形で段階的に育っていくかということである。ホームページにて公開するということを考えて改善していきたい、と回答

委員が

「豊かな心」を育む小中学校教育の推進を読んでも全てに道德という言葉が入っているので、表題をつけるなら道德という言葉を入れてもいいのではと、質問

企画管理課主幹が

表題については基本主要施策として定められているものなので、変更することはできないが、次の基本主要施策を策定する際に反映させたい、と回答

委員より

全体的に、文言の初めに東日本大震災という言葉がでてくるが、震災が起きたのが平成22年度の3月11日に起きたので、1年間の教育行政の流れの最後の1カ月である。日数的には、23年度の中に繰り入れられてもいいのではないかと。また、ふるさと文化の保護・継承の推進で、旧大沢家と旧鴫田家だけが出てくるが谷津貝塚遺跡も出てきた方がいいのではないかと発言

委員長が他に質疑なしと認め、協議第1号は協議を終了した

協議第2号 次回教育委員会の期日について協議し平成23年8月24日（水）午後3時に決定された。

<報告事項（3）及び議案第22号ないし第25号は非公開>

**報告事項（3） 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）**

**（学校教育課長）**

学校教育課長が

市長が地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、報告するものである、と概要を報告

報告事項（1）は了承された。

**議案第22号 平成23年度教育費予算案（9月補正）について （企画管理課）**

企画管理課長が

議案第22号は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害の早期復旧、小中学校大規模改造工事等に係る経費のほか、スポーツ施設予約システムを導入するため債務負担行為を設定する必要があることから、平成23年9月補正予算について、市長に申し入れるものである。

補正予算の内容は、「災害復旧事業（小学校）」、「災害復旧事業（図書館）」は、災害復旧

に向けた経費であり、小中学校に係る概要は、小中学校のプール復旧に向けた経費、図書館に係る概要は新習志野図書館の排水設備管の復旧等に係るものである。小中学校の大規模改造事業は、いずれも学校の耐震補強大規模改造工事を行うための設計委託料で、学校建設費が小学校で4千20万円、中学校で1千125万円となっている。

青年の家耐震改修事業は、平成21年度に行った耐震診断の結果を受け、平成22年度に緊急を要すことから財政部協議の上、予備費により、現在耐震補強設計を行っている。

スポーツ施設予約システムは、自宅やパソコン、携帯電話でインターネットを介して施設の空き状況確認や予約を行うことができるシステムで、市民の利便性向上や抽選方式の導入による公平性の観点から導入が求められているものである。

今回導入しようとするシステムは、千葉県電子自治体共同運営協議会参加団体が共同利用する公共施設予約システムで、その初期システム導入経費とシステム運用費について、平成23年度中にシステム業者との契約締結を行い、平成24年度からのシステム稼働に向けた準備を行うため、限度額865万2千円で5年間の債務負担行為を設定しようとするものである、と概要を説明

委員が

芝園フットサル場を使いやすく、公園としても認知していけるように、例えば周りに樹木を植えたり、ベンチを置いたり工夫はできないか、また、習志野市の住民というだけで、予約ができてしまい、実際に使用している人が千葉市や船橋市かわからない場合があるのではないかと。予約が重なれば抽選になるので、抽選の中で優位性があるのかどうか、例えば習志野市民が予約をし、実際に使用するのは他市の子どもたちであるなど、習志野市民が十分に使えるように工夫はできないのか。

また、駐車場が一部液状化の影響で使用できなくなっているがいつ頃から使用できるのか。さらには正門には鍵がかかって不審者が入れないようになっているが、線路側から自由に人が入れるようになっている現状で良いのか。せっかくできた施設なので10月までの教育委員会が直接管理している間に、市民がより良く使用できる施設のあり方を十分に検討してほしい、と発言

委員が

谷津小学校の増築工事で、コンピュータ室を多目的で使用しているプレールームに移せないかとあるが、コンピュータ室を新しくプレハブに移すより、プレールームに移したほうが良いのではないかと。検討結果を委員に報告しないで進むというのはいかがなものかと、発言

教育総務部参事が

谷津小学校の増築については、9月補正については見送らせていただいたが、部屋の問題等を再度検証をし委員に報告した中で補正対応させていただくと、回答

委員長が他に質疑なしと認め、議案22号について、全員賛成で原案どおり可決された。

委員長が

事務局の所用で、議案第24号を最初に審議することを諮り、全員異議なく了承された

**議案第24号 習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画第1期計画の一部を実施延期にすることについて**  
(学校教育部)

学校教育部主幹が

習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画第1期計画の一部を実施延期することについて、概要を説明

議案24号について、全原案どおり可決された。

**議案第23号 習志野市市民プラザ大久保の設置及び管理に関する条例の制定について**  
(社会教育課)

社会教育課長が

習志野市市民プラザ大久保の設置及び管理に関する条例の制定については、第6回定例会の協議第3号において、旧習志野郵便局跡地にできる新施設についての、今日までの経過等を説明した。この議案を持って9月議会に設置管理条例を提案したい、と概要を説明

委員長が他に質疑なしと認め議案23号について、全員賛成で原案どおり可決された。

**議案第25号 平成24年度使用教科用図書の採択について(習志野市立習志野高等学校使用の図書)**  
(学校教育課)

学校教育課長が

習志野市立習志野高等学校の平成24年度使用教科用図書の採択について、と概要を説明

議案25号は原案どおり可決された。

委員長が

平成23年習志野市教育委員会第7回定例会の閉会を宣言